

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第2回津市防災会議
2 開催日時	令和7年2月7日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで
3 開催場所	津南防災コミュニティセンター 大ホールA・B
4 出席した者の氏名	(出席者) 津地方気象台 台長 原田 育郎 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 所長 時岡 利和 三重県津地域防災総合事務所 所長 阪 靖之 三重県津建設事務所 所長 関山 治利 三重県津保健所 所長 林 宣男 三重県津警察署 署長 柳生 裕也 三重県津南警察署 署長 堀井 達也 津市消防団 団長 磯田 泰之 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 副支社長 鈴木 克哉 東邦ガスネットワーク株式会社 三重事業所 所長 辻村 好正 三重県津LPガス協議会 会長 林 泰弘 日本赤十字社三重県支部 事務局長 山川 晴久 東海旅客鉄道株式会社 津駅長 岡田 克重 近畿日本鉄道株式会社 津駅長 西口 尚 三重交通株式会社中勢営業所 所長 谷 直人 一般社団法人三重県トラック協会津支部 支部長 田村 三千夫 日本通運株式会社三重支店津事業所 所長 伊藤 友博 津市自主防災協議会 会長 中村 保親 陸上自衛隊第33普通科連隊第1中隊 中隊長 千葉 浩雅 公益社団法人津地区医師会 副会長 河村 勝弘 一般社団法人三重県建設業協会一志支部 支部長 藤谷 文彦 株式会社ZTV 津放送局長 清水 麻紀子 中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美 津市自治会連合会 副会長 横田 明人 津市母子父子寡婦福祉会 会長 大富 久子 社会福祉法人津市社会福祉協議会 会長 石川 博之 津市防火協会 会長 中村 豊久 公益社団法人三重県看護協会 常任理事 藤田 典子 津市障がい者団体連絡協議会 副会長 高鶴 かほる 津市消防団一志方面団コスモス分団 分団員 瀧 優子 津市長 前葉 泰幸 津市副市長 山下 佳寿 津市副市長 南条 弥生 津市上下水道事業管理者 松下 浩己 津市教育長 森 昌彦 津市消防長 田中 秀浩 (事務局) 危機管理部 部長 小谷 寛 危機管理部 次長 別府 博 危機管理部 参与 竹内 主信 建設部 部長 渡邊 公隆

	建設部 次長 後藤 誠 建設部 建設政策担当参事 奥村 昌弘 防災室 室長 山口 敬正 防災室 担当主幹 新山 雅人 危機管理課 課長 濱地 秀幸 危機管理課 調整・担当主幹 駒田 岳一 危機管理課 担当副主幹 西村 光賀 危機管理課 主事 山川 広剛 危機管理課 主事 後藤 貴浩 危機管理課 主事補 田邊 萌
5 内容	(1) 津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和6年度修正（案）について (2) 津市地域防災計画に関連する計画について ア 津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）について イ 津市道路啓開計画（案）について (3) その他 令和6年台風第10号の浸水被害と津市の浸水対策について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	11人
8 担当	危機管理部危機管理課危機管理担当 電話番号 059-229-3281 E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

司会（危機管理部長） 只今から、会議を開催いたします。
本日の会議の司会を務めさせていただきます、危機管理部長の小谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、令和6年度第2回津市防災会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
本日の防災会議の出席者数は、委員の方43名中、35名の御出席をいただいておりますので御報告を申し上げます。
また、本日の会議は、公開による開催としており、会議の開催及び結果につきましては、津市ホームページ等でその概要を公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。
それでは、早速、会議を進めさせていただきます。
まず、事項1を津市防災会議会長であります津市長、前葉 泰幸より御挨拶を申し上げます。

会長（市長） 皆様、こんにちは。それぞれお忙しいところ、津市防災会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。
前回、お諮りをさせていただきました、津市地域防災計画の修正につきまして、すでにあの時点で資料編も含めて173項目の修正を申し上げておりましたところ、その後、さらに御意見をいただきまして、合わせて70項目の修正を今日、お諮りさせていただくところでございます。修正項目数が243ということになりまして、それぞれ非常に重要なポイントを御指摘をいただいておりますので、それらについて、今日、御審議をお願いをするものでございます。併せて、今日は津市災害時受援計画と津市道路啓開計画についてもお諮りをいたします。これらについては、前回、第1回の津市防災会

議の時にお話を差し上げましたように、能登半島地震を踏まえて、やはり我々、公的な支援を受ける際にしっかりと準備をしておくべきだということで、今回、津市は災害時受援計画について思い切った修正を行い、そして道路啓開計画についても、これは国、県それぞれとの連携をさせて頂きながらやっているものですが、津市独自の部分も書き込んだものがございます。これについても御意見をさまざまいただきまして、ありがとうございます。今日、御意見を踏まえて修正したものを、諮らせていただきます。

さて、前回、11月8日の津市防災会議の直後に、11月16日に津市総合防災訓練を実施致しました。防災会議委員の皆様にも、多数御参加をいただきまして、ありがとうございました。51機関、500人の御参加でございました。これについては、受援体制を盛り込んだ訓練とし、巨大地震への対応、あるいは地域防災力の向上ということを目指して実施した訓練であります。

市長は訓練の執行者でありながら、災害対策本部長としての役割で訓練に参加するという、執行者として訓練全体の円滑な進行を図ることは副市長に委ねた上で、私は本部長として参加をいたしました。特になぜ本部長として参加をしたかったかといいますと、受援のいろんな判断を行うにあたって、本部長としての判断が非常に重要であり、かつ今まで経験したことのない事態になりますので、これは訓練の中でしっかりとやっていきたいと、こういう気持ちで実施をさせて頂きました。結果として、できたことできなかったこと、さまざまございました。できたことという意味で言えば、実際に救急想定ルートと受援想定ルートを確保して、それを優先的に啓開し、部隊にそれを伝えるということは、今回この計画を作る際にだいぶ議論して詰めてきましたので、だいたい実践ができたように思います。

一方で、やっぱり難しいなあと、自分でもまだまだできていないなというふうに反省すべきこともいくつかありました。例えば、被害想定が頭に入っておるんですが、当日、訓練で動かしている実際の被害情報を、突合させながら今の情報に合わせて、あるいはアジャストして、考えていかなければいけないと。これは非常に難しい、高度な技になりますが、これもまだまだ私自身もできていなかったなと思います。それから、情報収集の為に、本部長として欲しい情報を具体的に指示を出すということが、なかなかうまくいかなかった。

例えば、救急病院周りの道路状況などをもっと具体的に、こちらが欲しい情報なので、それを収集するようにもっと指示を出すべきであったのかなとあとから反省をしておりました。さらに、やはり難しいと思いましたが、津波警報発表中は、津波警報エリアに部隊を投入できませんので、そこで、津波警報が解除になった時に、どういう形で混乱の中、部隊に進んでいただくかという事について、いつかは津波警報が解除されますし、水も引いていきますので、その段階でどのように入ってもらうかということを、あらかじめ、しっかりと頭において、準備をした上で、物事を進めなければいけない。そういうことも非常に重要だと思いました。

やはり、大規模災害に対する備えというか、我々のそれぞれの機関が、やるべきことってというのは、頭でわかっていますが、なかなか実際の場面において、実践でうまくできるかということと本当に訓練、それから、それぞれの立場、それぞれの司がしっかりと動いていくということが必要だなと思っております。今日また改めて御審議をいただくものを受けて、さらに災害対応力を高めてまいりたいと考えております。

それからもう一点、8月の台風第10号の浸水の状況について、数字が大体取りまとまりましたので、これをこのあと津市防災会議の中で御説明をさせていただきます。実は、津市は雨水浸水対策として、昭和49年以降かなり積極的に取り組んできております。被災地においてもかなり取り組んでき

ました。そういうことを踏まえて、今回どうだったのかという数字を一度御覧いただきながら、しかしながら、まだまだ完全ではないところがございますので、弱点となっているポイントなど、しっかりと対応しなければいけないと思いますので、関係委員の皆様方の御指導もあわせてお願いを申し上げます。

では、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（危機管理部長）

はい。ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、津市防災会議に関する条例第3条の規定に基づきまして、会長の津市長が行います。

市長よろしく願いいたします。

会長（市長）

それでは規定に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

本日、御審議いただきます議題(1)「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和6年度修正（案）について」を議題とさせていただきます。

まず、これにつきまして、状況を御説明申し上げますが、11月8日に開催いたしました第1回津市防災会議におきまして、修正案の御説明を申し上げました。その上で、それ以降、委員の皆様から個別にいただきました御意見、パブリックコメントで寄せられました意見に対して検討をし、その検討結果を踏まえて、今回修正しようと考えます内容全体をお示しする一覧表としてお配りをしております。

今日の御審議で、令和6年度津市地域防災計画の修正を確定させたいと思いますので、どうぞ、御意見漏れのないように、御発言をいただきまして、まとめてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和6年度修正（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（危機管理課長）

危機管理課長の濱地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、配付資料の確認をお願いいたします。

議題(1)の資料といたしまして、資料1－1「津市地域防災計画令和6年度修正（案）について」A4縦の両面印刷1枚のもの。

資料1－2「津市地域防災計画令和6年度修正に係る修正項目数一覧表」A4横のものです。

資料2－1、資料2－2、資料2－3、資料2－4「令和6年度津市地域防災計画新旧対照表（案）」のそれぞれ「風水害等対策編」、「震災対策編」、「津波対策編」、「資料編」の4種類で、A4横綴じのものととなっています。

資料3「津市地域防災計画令和6年度修正内容一覧（案）」で、A4横綴じのもの。

資料4「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和6年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（防災会議委員）」で、A4横のもの。

資料5「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和6年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）」で、A4横のもの。

次に、議題(2)の資料としまして、資料6－1「津市災害時受援計画令和6年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（防災会議委員）」で、A4横綴じのもの。

資料6－2「津市災害時受援計画令和6年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）」で、A4横のもの。

の。

資料7「津市道路啓開計画策定（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（防災会議委員）」で、A4横のもの。

次に、議題(3)その他の資料としまして、資料8「令和6年台風第10号の浸水被害と津市の浸水対策」A4縦綴じのものとなっています。

以上、資料が多くなっております、配付資料に不備等がございましたら、挙手によりお申し出ください。資料はお揃いでしょうか。

それでは、津市地域防災計画の令和6年度修正案について、お手元の資料により御説明させていただきます。

なお、本修正案に対する御質問等につきましては、説明終了後にお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ここから、着座にて御説明させていただきます。

それでは、津市地域防災計画各編の令和6年度修正案第2回について、御説明させていただきます。資料2-1、2-2、2-3、2-4を御覧ください。これらは、津市地域防災計画令和6年度修正に係る風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編の新旧対照表（案）となっています。

第1回でお示ししたものに、今回の修正内容を追加して全体の内容を網羅していますが、今回は修正箇所が判りやすいように、資料3の津市地域防災計画令和6年度修正内容一覧（案）により御説明いたします。

これは、令和6年度の修正（案）を第1回分及び今回の会議分をまとめて一覧にしたもので、表の左からNo、防災計画の冊子名、頁、修正前、現在の状況、修正内容、修正理由を記載したもので、赤色でアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所となっています。

なお、左側の青色部分の冊子名にホシ印を付したものが、1回目の会議終了後に今回追加した修正部分になっており、本日御説明いたします修正箇所となっています。

お手元の資料1-1をお願いします。

津市地域防災計画令和6年度修正（案）についてで、令和6年度修正（案）に係る概要、主な修正内容として、2は前回、第1回会議でお示しました内容で、裏面の3は今回、新たに主な修正内容の概要をまとめたものとなっています。詳細につきましては、後ほど、御説明いたします。

お手元の資料1-2津市地域防災計画令和6年度修正に係る修正項目数一覧表をご覧ください。

この表は、今年度の修正に対する意見数とそれに基づく修正項目数を一覧にしたもので、第1回目の防災会議では、173項目の修正を御提案し、その後、委員や市民の皆様、市の各部から合計で70件の御意見等をいただきました。そして、それらを精査しました結果、上段右側の一番下に記載のとおり、軽微な文言修正も含め、200項目の修正を行おうとするものでございます。

お手元の資料3をお願いします。

お時間の都合上、文言修正等軽微なものは省略し、主なものを御説明させていただきます。

1ページのNo.4を御覧ください。

こちらは、令和5年11月10日付け国水砂第208号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」により、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する土砂災害警戒区域、同法第9条に規定する土砂災害特別警戒区域及びこれらの総称としての土砂災害警戒区域等を使用し、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及びこれらの総称としての土砂災害危険箇所を使用しないこととする旨の通知があったため、修正しようとするものです。

少し飛びまして、21頁をお願いします。No.52を御覧ください。

第6節、広報活動、4の情報提供体制の強化における対応といたしまして、サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を即時性、拡散性のあるWEBサービス、SNS等を活用して代行発信することを要請しますと修正いたします。

少し飛びまして、52頁をお願いします。No.160を御覧ください。

2段目、2の災害の記録についてでございますが、令和6年8月27日から9月2日までの台風第10号の被害状況を追加する修正を行います。

4段目の削除としているものにつきましては、2の火災、消防本部発足以降の主なものの記録で、火災の記録につきましては、消防本部において記録がなされておりますことから、地域防災計画における資料編の災害記録から削除しようとするものです。このほか、同様の主旨で資料編の一部を見直し、削除を行っており、51頁以降のとおりとなります。

次に、防災会議委員の皆様からいただきました御意見等について御説明いたします。

資料4をお願いいたします。

皆様から、いただきました3件の御意見の内容と、それに対する考え方をまとめております。

資料4のNo.1を御覧ください。

避難判断発令の判断基準の表中、警戒レベル3高齢者等避難の大雨警報発表中においてを、内閣府ガイドラインの表現に合わせ、大雨警報発表中かつに修正しようとするものです。

裏面のNo.2を御覧ください。

2の避難計画の作成、地域住民による避難計画の後ろに、地区防災計画等を加えてはとの御提案を頂き、御提案のとおり地区防災計画等を加える修正しようとするもので、No.3の震災対策編においても、同様でございます。

次に、パブリックコメント手続により市民の皆様からいただいた御意見について御説明いたします。資料5をお願いします。

昨年11月18日から12月17日までの間、パブリックコメントにより市民の皆様から頂きました、御意見の内容、御意見に対する考え方を記載しております。

御意見といたしましては、3点で、1点目は、震災対策編の第1編、第4章、第1節の自然的条件におきまして、1沿革、2位置、3地盤・地質の次の18頁に、4断層図を設け図面と説明を追加しては、との御意見を頂きましたが、本計画における学術的な解説の記載には限界があることから、現行の記載にとどめることといたしました。

2点目は、第3編、災害応急対策計画、第1章、災害時応急活動、第12節、飲料水の確保・調達、127頁の表中で、発生から3日までの第1段階の目標水量が、一人当たり1日3リットルは少なすぎるのではないかと。との御意見をいただきましたが、応急給水の目標は、厚生労働省が策定した「水道の耐震化計画等策定指針」に第1段階が1日3リットルと記載されていることから、現行のとおりといたします。

3点目は、第24節、災害時における要配慮者への支援、164頁3の避難所等での要配慮者対策の推進について、きめ細やかなマニュアルが必要ではないかと。との御意見をいただきましたが、ここでは、避難所において生活する要配慮者のための設備の充実を図る旨を記載しており、別途、第3編災害応急対策計画、第1章、災害時応急活動、第6節、避難対策活動、11の避難所の管理運営において、女性をはじめ、障がい者や子ども、高齢者などの多様な視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成する旨を記載し

ていることから、現行のとおりとしようとするものです。

最後に、お手数ですが、改めて資料1－1にお戻りください。

令和6年度の修正案をまとめた概要になります。2の主な修正内容をお願いします。こちらは、11月8日に開催いたしました、第1回目の会議において、御提案いたしました、主な修正内容を、列挙いたしております。

(1)令和6年能登半島地震における課題への対応といたしまして、ア「津市災害時受援計画の全面的な見直し」、イ「応援部隊受入れ後の情報伝達の実施」、ウ「大規模災害時の交通機能確保に向けた取組」、(2)として南海トラフ地震臨時情報における課題への対応、(3)は中小河川における避難情報発令基準の設定として、とりまとめさせていただきました。

3の主な修正内容をお願いします。こちらは、本日、御説明させていただきました主な修正内容といたしまして、(1)の土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いにおける対応、(2)の情報提供体制の強化における対応についてを主な修正内容として、とりまとめさせていただいております。

これらについても、内容を御確認いただきたいと思います。

以上で事務局からの

説明を終わります。

御審議よろしくをお願いいたします。

会長（市長） 只今、事務局より、津市地域防災計画の令和6年度修正（案）につきまして御説明いただきましたが、委員の皆様から、只今の説明に対する御意見や御質問をいただきたいと思います。また、御提案などでも結構ですので、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

高鶴委員 東日本大震災の時に、津波が河川を遡上し、思わぬところで津波の被害が出たということを思い出しまして、ハザードマップを確認していたのですが、我が家があります片田は岩田川が流れていますが、かなり川幅が狭いので、津波が遡上してきたときに、避難場所に避難できない地域も出てくるんじゃないかなと思ひまして、今後の検討課題ではないかなと思っています。そのことについてよろしくをお願いいたします。

会長（市長） ありがとうございます。
それでは、事務局からお答えしてください。

事務局（防災室長） 河川を津波が遡上するということについて、津波のハザードマップが参考になると思います。今、手元に津波ハザードマップがございませんので、詳しいことは御説明させていただけないですが、片田の方は、浸水地域がはっきり記憶にございませんが、もしあるとしましたら、避難所の位置とかそういうものを参考にしまして、貴重な御意見とさせていただいて、今後、検討させていただきます。

会長（市長） はい。実際には津波のハザードマップがあつて、そのハザードマップによれば、当然、海岸堤防が沈み込んで入ってくる浸水と、河川の遡上において、何らかの浸水がある場合と両方加味して作られております。で、御指摘のように浸水した場合には、避難所への避難というのは難しいので、津波の場合は津波が来る前に、一定の避難をしていただくということをお願いをしながら、万一、津波での浸水があった場合は、高いところに逃げさせていただく垂直避難をお願いしています。まあ、こういうことは、従来から津波対策編にも書かせていただいておりますが、さらにそれを表現等について、今後も検討を加えまして、また必要であれば修正をしていきたい思います。

では、他の御意見どうぞ、お願いいたします。ございませんか。

他に御意見がございませんのでお諮りさせていただきます。

ただいま説明がありました、地域防災計画について本案のとおり今年度修正を決定することに御異議ございませんか。はい。皆さん御異議なしと認めます。地域防災計画は災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、防災会議が作成及び修正すると定められておりますので、津市防災会議として令和6年度修正を本案のとおり修正することを決定いたします。

この後は、災害対策基本法第42条第5項の規定に基づいて、速やかに三重県へ報告をいたします。その上で、市のホームページ等により、今回の修正の要旨を公表をいたします。併せて、地域防災計画全編も公表いたします。

また、毎年、修正したものを製本をしておりますが、令和6年度修正という形で、新しいものにいたしまして、委員の皆様方のお手元には届けさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは議題(2)「津市地域防災計画に関連する計画として津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）及び津市道路啓開計画（案）について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（防災室長）

防災室長の山口でございます。

津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）の主な修正箇所と、今年度新たに策定いたします津市道路啓開計画（案）につきまして、昨年11月に開催しました第1回津市防災会議以降に、委員の皆様とパブリックコメントでいただきました御意見等を、お手元の資料に基づき、御説明させていただきます。

それでは、津市災害時受援計画の修正（案）を御説明いたします。失礼しまして着座で御説明させていただきます。

まず、資料6-1を御覧ください。

委員の皆様から合計8件の御意見をいただきました。主な内容としまして、1番、2番、3番は共通して、自衛隊派遣等の要請に関する御意見でございます。要請は三重県緊急派遣チーム等を經由して三重県災害対策本部へ行うこととしていますが、災害の規模等によっては、必ずしも三重県緊急派遣チーム等を經由できるとは限らないことから、その文言を削除するものであり、御意見のとおり修正いたします。

4番は、三重県地方災害対策部の活動を具体的に記載するものであり、御意見のとおり修正いたします。

次に、資料6-2を御覧ください。

パブリックコメントで合計4件の御意見をいただきました。主な内容としまして、1番は、洪水の浸水想定区域内に救助活動拠点等を設定するのはおかしいのでは。という御意見でございます。ここに記載します救助活動拠点の候補地には、地震や津波、洪水等の被害区域に設けているものもございますが、津波浸水等の危険性が治まれば、安全を確保した上で当区域内でも救助活動を開始することから、現行のとおりといたします。

2番は、救出救助重点地域に一志地区がないことについての御意見でございます。

救出救助重点地域は、あくまでも救助活動をこの地域に限定するものではなく、発災直後のまだ被災状況を把握できていない場合において、迅速に救助活動を開始するため、地震・津波により特に甚大な被害が予想されている沿岸部の区域を、救助関係機関の活動区域選定の参考とするためにあらかじめ想定するものであり、他の地域におきましても被害状況が把握され次第、同様に救助活動を実施することとしているため、現行のとおりといたします。

次に、津市道路啓開計画（案）について、御説明いたします。

資料7を御覧ください。

委員の皆様から合計9件の御意見をいただきました。主な内容としまして、1番は、建設業者が限られており、道路管理者間で業者が重複することなどから、情報の一元化、指示の一元化が必要であるという御意見でございます。災害時の情報の一元化、指示の一元化については当局でも重要な課題であると認識していることから、当計画案では、被災情報をくしの歯作戦へ集約すること、また啓開体制の確保について、国道、県道及び市道の一体的な道路啓開の実施を指示することとしているため、現行のとおりといたします。

5番は、道路啓開の対応行動に係る時間軸を記載した3つの表の整合性についての御意見でございます。

表4-2の救急想定ルートと受援想定ルートでは、道路啓開ルートの決定方法の表現が不十分であるため、表4-3の表現にあわせて修正いたします。

6番は、道路啓開の対応行動で、優先啓開ルート選定の考え方がくしの歯作戦と整合しているかといった御意見でございます。

表4-2において、基本的にはくしの歯作戦と三重県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、優先啓開の路線選定の考え方を示しておりますが、その中でも特に救命や救援活動を最優先するため、事前に救急想定ルートと受援想定ルートを本市独自に設定したものであり、現行のとおりといたします。

以上で事務局からの御説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

会長（市長） 津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）及び津市道路啓開計画（案）につきまして、それぞれ事前に委員の皆様から、丁寧に御覧いただき、多くの御意見をいただきましてありがとうございます。

それらを踏まえて、修正をさせていただきましたが、皆様方から御意見や御質問などあればお願いを致します。

よろしいですか。では、事前に色々いただいておりますので、これ以上の御意見がないと受け止めをさせていただき、お諮りをいたします。

津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）と津市道路啓開計画（案）につきまして、本修正案、先程の御意見結果を反映したものを最終的な決定として、津市として行うこととしたいと思います。

この案について、御異議ございませんか。皆様、御異議なしと認め、最終的な津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）と津市道路啓開計画（案）を決定いたします。

では、これらにつきましては、津市として最終決定の決裁を取り次第、発表をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議題(3)「その他」の「令和6年台風第10号の浸水被害と津市の浸水対策について」を報告し、皆様から御意見があればいただきたいと思います。

資料8をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（危機管理部長） それでは、危機管理部長の私から、「令和6年台風第10号の浸水被害と津市の浸水対策について」の御説明を申し上げます。

資料8のまず表紙の囲み部分で記載してございますが、昨年の台風第10号は御承知のとおり本市の市街地に近年見られなかった被害をもたらしまして、市民の皆様からも不安の声が寄せられるなどの状況がございましたことから、今回、過去の大規模水害と比較・検証行いまして、その結果を委員

の皆様にも御理解いただくために御報告しようとするものでございます。お時間の都合上、詳細の御説明はこの資料の配布に代えさせていただきたいと思いますが、その概要について今から御説明をさせていただきます。

資料１ページを御覧ください。１番の津市における過去の大規模風水害でございます。これは津市地域防災計画の資料編にも登載しておるものの中から主に床上浸水、床下浸水などの被害が多かった例を取り上げたもので、左側の番号欄が１番から４番は合併前のもので、５番、６番は合併以降の被害となっております。

本日の御説明の中の資料は、合併前を対象としておりますので、旧津市のデータが基本的な御説明内容であることを御理解いただければと思います。

真ん中の表のグラフを御覧いただきたいと思います。今回、過去の風水害の中でも特に甚大な被害があったということで、昭和４９年の集中豪雨。これは７月２４日から２５日。それから平成１６年の台風第２１号。平成１６年９月２８日から９月３０日。この２つと令和６年の台風第１０号を比較した形となっております。グラフを御覧いただきますと、昭和４９年の集中豪雨と、平成１６年の台風第２１号はおおむね、２４時間以内に集中して降雨があったというデータがございます。一方で、令和６年台風第１０号は、このグラフでは２４時間余りを記載しておりますが、実は、先程の表で御覧のとおりですが、８月２９日から９月２日まで約５日間かかって、５０１mmの総雨量を及ぼす影響を与えておりまして、最初の十数時間は、集中した豪雨でありましたが、それ以降は、重なったというような形になっております。若干ちょっと形が違うということを認識しております。

さらに、２番の過去の浸水被害等の比較を御覧ください。昭和４９年の床上床下浸水合計１２，５３０棟から平成１６年では合計で２，０６７棟、令和６年では、床下のみが３棟ということで数字的には格段に少なくなっている。当然、浸水最大面積もこのように減少しておりますし、浸水解消時間も減少しているという形です。このような結果のもととなりました、津市の浸水対策の概要について、２ページ以降に記載しています。

なお、主な対策として、流域治水対策。これは、国及び三重県策定の「雲出川・津圏域二級水系等流域治水プロジェクト」や、津市独自の「一級・二級水系流域治水プロジェクト」を中心に、浸水被害の防止・軽減を図る対策を推進しているところでございます。

そして、下水道施設対策ですが、御覧のとおり、昭和３５年度から、雨水幹線や、ポンプ場を整備する「都市下水路事業」を開始いたしまして、平成３０年までに、雨水幹線ですと総延長３４，３１８m、総事業費約５４６億円を投入して雨水対策を実施しているところです。それに続きまして、平成３０年３月には、県内でいち早く「津市雨水管理総合計画」を策定しまして、令和元年度から１０年間の計画で約１４０億円を投じて、浸水リスクの高い現在津市内で１５の排水区域を重点対策地区に選定の上、さまざまな対策を推進しているところでございます。

加えまして、農業水利施設対策といたしまして、農業用ため池の洪水調整池転用やため池の耐震化、施設の改修による貯留機能の向上に向けた取組を推進しているところです。これらの浸水対策の効果といたしまして、大きく分けて２つあると認識しております。１つは、排水処理機能の向上ということであります。昭和３５年度以降になりまして、昭和４９年当時の排水機場等施設が２１施設から令和６年の台風第１０号当時で５７施設で３６施設が増設されました。これに伴いまして、排水処理能力もグラフで御覧頂けるとお分かりだと思いますが、明らかに向上しておりまして、１施設の平均処理能力も毎分１５８．３m³から毎分３１１．１m³とほぼ倍増したという形になっております。これらの効果を反映する結果として、浸水被害の解消を見えますと、先程も申し上げましたが、住家被害の推移では昭和４９年の１２，

530棟に対して平成16年が合計2,067棟。これはマイナス83.5%と、令和6年は床下浸水3棟。マイナス99.9%と、大幅に縮減しました。それに伴いまして、浸水最大面積と浸水解消時間も先ほど御説明したとおりグラフで御覧いただければと思います。

そして、4ページの地図でございます。白黒で小さくて見にくいので大変恐縮ですが、昭和49年の集中豪雨の浸水エリアと平成16年の浸水エリアを比較すると縮減している。さらに令和6年では、いろいろ点線で囲んだ部分に一部浸水エリアが点在しているような状況になっておりますので、一定の効果がでていと認識しております。このように、「津市雨水管理総合計画」を中心といたしました、各種対策の推進によりまして、過去の浸水被害の状況は、数値的には大幅な改善が見られところでありますが、近年の突然の集中豪雨ですとか、線状降水帯の発生など、異常気象による風水害の実態を見ますと、浸水被害を完全に解消することはまだまだ困難な状況にあるのではなかろうかと考えています。このような情勢に鑑みまして、津市では引き続き排水施設等の整備を始め、各種雨水対策の計画的な整備に努めるとともに、災害発生の予測に基づいて、市民の皆さんへの的確な災害関連情報の提供、避難に関する注意喚起、避難誘導に関する情報発信など、安全確保に向けた取組を実施して参りたいと考えます。

主な浸水対策、安全確保対策につきましては、下にお示ししておりますので御一読いただければと思います。今後とも津市の災害対策の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

会長（市長） ありがとうございます。
では、ただいまの説明につきまして、御質問なり御意見なりございましたらお願いいたします。
時岡所長どうぞ。

時岡委員 三重河川国道事務所長の時岡でございます。御説明ありがとうございます。大変興味深く、素晴らしいと思いますが、この情報は公表されていすか。公表予定ですか。

会長（市長） 公表予定かどうかですね。はい。情報の取り扱いについてどうぞ。

事務局（危機管理部長） それぞれの内容につきましては、気象庁さんのデータでありましたり、津市がすでにホームページに掲載されているデータは公表しておりますが、このように、比較・検証してまとめたものにつきましては、まだ公表させて頂いておりません。ただ、本日このように皆さんにお示ししておりますので、何らかの形で市民の皆様に公表できればと言うことを考えております。

時岡委員 ぜひ、発信されたいいいのではないかと思います。特に、昭和49年の集中豪雨の時よりも雨量が多かったのに、浸水被害がマイナス99.9%となりましたと。これは、津市さんのさまざまな対策のおかげですと言うような形で、比較をして、かつ数値が何パーセント減でしたとか、そういったことを公表してみてもどうかと思います。

最近国の方でもそういうものを積極的に公表するようにしています。わかりやすく、公表することを頑張っているところなんです、やっぱりメディア受けも良いので、対策をした結果、どれだけ被害が減ったみたいなのが、非常に市民の方も安心かなと思っています。これはもう本当、津市さんのお手柄だと思いますので、公表していただいて、かつこういうインフラの整備、防災対策をきちんとやって、数字上で成果が出ていると言うようなことを、市民の皆さんに御理解いただくことは、すなわち防災対策への市民の皆さん

の御理解の促進ということにもつながりますし、ひいては我々、国の事業でありますとか、三重県さんの事業ですとか、事業の促進ということにも市民の皆さんの御理解が、また応援になってくると思いますので、ぜひこれ、素晴らしいレポートだと思いますので、まあ何らかの形で、公表といいますか、発信していただくと、すごくいいんじゃないかなと思いました。

会長（市長） はい、ありがとうございます。いろいろまた工夫して発信したいと思います。市の場合は、そうは言っても3棟ですけど床下浸水があったり、浸水をしていた道路があったり、天神川が本当にごく短時間ですが、越水しそうになったりとか色々ありましたので、これは市役所の性として、少しでも被害があったところがあると、こういうことでこれだけできてるんだよって言おうとすると、いやいや、俺の所は浸水したって言われるもんですから、それが嫌で中々発信しないです。性として。これを今日、防災会議で報告しようよ。というのも市長が言わなきゃやらなかったわけですので、よくここまで来たなど。しかしながら、まだ国さんが出されるみたいな綺麗なパワーポイントにはしきれてないところで、この辺が限界かなと思っていましたが、背中を押していただいたということで、何らかの形で発信をしましょう。

はい、他いかがですか。

はい。お願いします。

原田委員 情報共有がてら1点だけ述べさせていただきます。

令和6年のところでトータル雨量が500mmとなっているんですが、3ページのところにありますように、1日で330mm降っています。で、この日、8月31日は線状降水帯が発生しまして、松阪市と、多気町のところで被害が大きかった地域については、線状降水帯が発生したということで、私の方から直接ホットラインするような状況でした。津市の実際の降雨量と、土砂災害警戒情報が出てキープの状態を見ると、線状降水帯がもうほとんど発生したといってもおかしくないぐらいのレベルでした。降水の主体は松阪が中心だったのですが、もうほとんど発生しているというような認識で、見てもらっていいと思っています。ですので、今回の雨の降り方はそれぐらいのレベルだったという認識で捉えてもらえるといいのかなと思います。

会長（市長） はい、ありがとうございます。

その点、いかがですか。これ、気象情報の捉え方のことです。

危機管理部、どうですか。

事務局（危機管理部長） はい。ありがとうございます。

私どもは、いろんな気象情報を収集する中で、なかなか判断を難しいところではありますが、傾向的にはやはり、松阪市や多気町と津市の美杉地域というのは非常に似通った気象情報が見られるよう認識しておりますので、今後もそのような状況を頭におきながら判断してまいりたいと思います。

会長（市長） ありがとうございます。

それでは、高鶴委員どうぞ。

高鶴委員 私自身は、昭和48年に伊勢から転居してきましたが、その直後に七夕豪雨がおきまして、藤堂高虎が城下町を守るために安濃川の堤防を少し低くして、三泗の辺りに流すようにしたということが、当時の市政だよりを書いてあったんですけども、やっぱり、先程言いましたように、上からの流れでしかあまりみんな考えてなかったんですけども、東日本の時に、津波がどんどん川幅が狭くなって遡上してくるということが、どうということが想定され

るのかっていうのは、これからの検討課題じゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

会長（市長） はい。高鶴さんありがとうございました。

あとで、ぜひ関山所長から補足してほしいですが、実際のところは、安濃川も岩田川もかなり河川改修を進めていただけてまいりました。特に、岩田川について一定の改修ができつつあるので、今、まさにおっしゃった三泗のところの遊水機能を有する三泗川について、安濃川と岩田川のリンクするところですね。今まさに工事をしていただいているところでございます。

関山委員、よろしければどうぞ。

関山委員 市長がおっしゃられたように、岩田川については本当に終わってきています。遊水機能を有した整備をしていました。まだもう少しばかりかかります。ちょっと年数は申し上げにくいんですけど、まだ堤防整備はもう少しばかりかかって参ります。それを終えたら、次は、安濃川です。そちらの方の準備をしながら整備を進めていきたいと考えております。津波の遡上については、なかなかそこまで対応した御案内にはなっておりませんが、まずは堤防を優先しながら進めて行きたいと思っておりますので、どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長（市長） はい。ありがとうございました。よろしいですか。

では、他の方いかがでしょうか。特に発言がないようですので、以上で令和6年台風第10号の関係の報告は終わらせていただきます。

では、その他委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

他のことでも結構でございます。

よろしいですか。特にないようですので、以上で協議を終了したいと思います。

本日は、皆様お忙しいところを熱心に御審議に御参加くださりましてありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも津市の防災行政につきまして御協力のほどお願い申し上げます。

以上で、会長の任務を終わらせていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

事務局（危機管理部長） 会長、そして委員の皆様、御審議ありがとうございました。

本日、決定いただきました「津市地域防災計画令和6年度修正」につきましては、早速、製本作業に取り掛かり3月末までに皆様のお手元に届くよう送付させていただきます。

また、津市災害時受援計画の令和6年度修正、津市道路啓開計画の策定につきましても津市において決定へと進めてまいります。

以上をもちまして、令和6年度第2回津市防災会議を終了いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。